

# 経 済 産 業 省

2020 資燃部第7号  
令和2年4月7日

全国石油商業組合連合会  
会長 森 洋 殿



資源エネルギー庁資源・燃料部長 南 亮

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急  
事態宣言に伴う石油製品の供給の継続について（要請）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、石油の供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

これを踏まえ、貴連合会に加盟する石油商業組合の組合員に対して、下記の事項の周知徹底を要請いたします。

## 記

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、石油の供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、石油製品の供給に支障が生じないように、給油所や配送拠点における業務を継続的に実施されたい。